

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

佐賀県人事委員会委員長 内 田 信 子

佐賀県人事委員会規則第11号

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年佐賀県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前		改正後	
別表第3（第14条関係）		別表第3（第14条関係）	
事由	期間、日数又は時間	事由	期間、日数又は時間
1～11 略		1～11 略	
12 <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u> (1)～(3) 略	略	12 次に掲げる職員が不妊治療又は不育症に対する治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (1)～(3) 略	略
13・14 略		13・14 略	
15 配偶者の出産により勤務することが困難である <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが出産補</u>	略	15 配偶者の出産により勤務することが困難である職員であって12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが出産補助休暇を請求した場合	略

改正前		改正後	
助休暇を請求した場合			
16 配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する <u>6月以上の任期が定められている職員又は6月上継続勤務している職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものがこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	略	16 配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にあるときにおいて、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員であつて12の(1)から(3)までのいずれかに該当するものがこれらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	略
		17 <u>6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日</u>	<u>一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間</u> <u>(1) 第1号会計年度任用職員 別表第6の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区</u>

改正前		改正後	
		<u>が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合</u>	<u>分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間</u> <u>(2) 第2号会計年度任用職員 10日の範囲内で最小限度必要と認める期間</u>

別表第5（第14条関係）

事由	期間
1 略	
<u>2 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上継続勤務している職員であって次に掲げるものが養育する中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして条例第22条第6号に規定する子の世話を行うことをいう。）を行う場合</u> (1)～(3) 略	略
<u>3 6月以上の任期が定められている職員又は6月以上</u>	略

別表第5（第14条関係）

事由	期間
1 略	
<u>2 次に掲げる職員が子の看護等（条例第22条第6号に掲げる場合に該当する場合をいう。）を行う場合。</u> (1)～(3) 略	略
<u>3 2の(1)から(3)までのいずれかに該当する職員が要</u>	略

改正前		改正後	
<u>継続勤務している職員であって2の(1)から(3)までのいずれかに該当するものが要介護者の介護その他の条例第22条第7号に規定する世話をを行う場合</u>		介護者の介護その他の条例第22条第7号に規定する世話をを行う場合	
4～6 略		4～6 略	
<u>7 6月以上の任期が定められている第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している第1号会計年度任用職員若しくは第2号会計年度任用職員（週以外の期間によって勤務日が定められている第1号会計年度任用職員で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）が公務によらない負傷又は疾病にかかり勤務することができない場合</u>	一の年度において医師の証明書等に基づき、次に掲げる者の区分に応じて、それぞれ次に掲げる期間 (1) 第1号会計年度任用職員 別表第6の左欄に掲げる1週間の勤務日又は1年間の勤務日の勤務日数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる日数の範囲内で最小限度必要と認める期間 (2) 第2号会計年度任用職員 10日の範囲内で最小限度必要と認める期間		
8 略		7 略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。